

佐賀県告示第374号

佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式(平成21年佐賀県告示第170号)の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。ただし、この告示による改正前の佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

平成26年9月16日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表				別表			
様式番号	様式名	規則の関係規定	備考	様式番号	様式名	規則の関係規定	備考
略				略			
第10号	納入通知書 兼領収証書	第45条、第46条、第47条、第48条、第96条、第134条、第135条、第139条、第171条	略	第10号	納入通知書 兼領収証書	第45条、第46条、第47条、第48条、第96条、第134条、第135条、第139条、第171条	略
			<u>母子寡婦福祉資金手書用</u>				<u>母子父子寡婦福祉資金手書用</u>
			略				略
第11号	納入書	第45条、第46条、第47条、第48条、第96条、第134条	略	第11号	納入書	第45条、第46条、第47条、第48条、第96条、第134条	略
			<u>母子寡婦福祉資金手書用</u>				<u>母子父子寡婦福祉資金手書用</u>
			略				略
第12号	納入領収済通知書	第45条、第46条、第47条、第48条、第51条、第96条、第134条、第194条	略	第12号	納入領収済通知書	第45条、第46条、第47条、第48条、第51条、第96条、第134条、第194条	略
			<u>母子寡婦福祉資金手書用</u>				<u>母子父子寡婦福祉資金手書用</u>
			略				略
略				略			

改正前	改正後
<p>様式第10号 (<u>母子寡婦福祉資金手書用</u>) 略</p> <p>様式第11号 (<u>母子寡婦福祉資金手書用</u>) 略</p> <p>様式第12号 (<u>母子寡婦福祉資金手書用</u>) 略</p>	<p>様式第10号 (<u>母子父子寡婦福祉資金手書用</u>) 略</p> <p>様式第11号 (<u>母子父子寡婦福祉資金手書用</u>) 略</p> <p>様式第12号 (<u>母子父子寡婦福祉資金手書用</u>) 略</p>